

平成 24 年 天草市農業委員会第 1 回総会議事録

平成 24 年 1 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（33 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番		君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番		君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番		君
11 番		君	12 番	-	
13 番	松本カツ工	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

2 番	滝下清三郎	君	5 番	梅本 秀幸	君
10 番	元島 正則	君	11 番	松岡 健吾	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 幹	山下 美代	主 任	吉田 直哉
主 任	松村 康平	主 査	寺澤 大介

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 5 号 天草市牛深地域（牛深町）平成 22 年度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱いについて

日程第 7 議第 6 号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査について

日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 24 年第 1 回総会を開会致します。大変恐れ入りますけれど、携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードへ切り替えていただきたいと思います。それでは初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。皆さん方素晴らしい新春をご家族お揃いで迎えられたことを心からお慶び申し上げます。本年も皆さん方のご指導ご協力を賜りながら、農業委員会としての使命に向かって邁進して参りたいと思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

話は変わりますが、国の農業施策の中で約 2 年間でございますけれど農業研修生を専業農家に委託する事業があり、取り組んで参りましたが今年の 3 月で終了致します。その前に 12、3 名おります研修生に今月 20 日、現地を 3 ヶ所研修していただきました。1 ヶ所は私の家の近所の親子で、昨年からスナップエンドウ、アスパラをハウスで経営している所でした。次に、倉岳の方でオクラを勉強させていただきました。もう 1 件は天草町の方で昨年、ハウスを建てられ、スナップエンドウを 1 反程経営された所でした。農業者として第 1 歩を踏み出していただいております。研修生は露地で栽培したいという方が多く、その手の質問が多かったです。そして、その中で 1 番心配してるのが土地の問題でございます。いつぞやも皆さん方をお願いしたことがあったかと思えます。やはり、研修生が土地を借用したり購入したり色々な施策があると思えますけれど、土地はあったらいいかと心配しております。そういう場合は近隣の農業委員に必ずお願いするように申し付けております。また、作物によっては利便性なり色々な条件もあるかと思えますし、皆さん方そういう相談があった時には地権者なり新規就農される研修生の意見を取り入れてご協力をお願いしたいと思っております。その時はよろしく願いしたいと思えます。

そしてまた、ここ 2、3 日寒波が来ております。この後にもまた寒波が続くような事でございます。今年は改選の時期でございます。そういう寒い時期を皆さん方、どうか体に十分注意されてください。改選時期は農業委員の活動が論議になる年でもございますので、どうか、その点、頭の隅に置いて今後ご活躍いただければいいかならうかなと思っております。取り留めもない挨拶になりましたけれど、今年もよろしく願い申し上げます。ただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は、4 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、23番平岡秀樹委員、24番山田昭則委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。その後、農業委員より説明をお願いします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は、 です。1番について説明します。杵宇土町の譲受人は、杵宇土町の譲渡人より杵宇土町の田1,830㎡を贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には稲作される計画です。

主査（寺澤大介君） 2番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より本町の畑127㎡を贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を作付けされる計画です。

主任（松村康平君） 3番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より本町の田499㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には稲作される計画です。

主任（吉田直哉君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑409㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

5番について説明します。五和町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、五和町の田940㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しません。申請地は水稻を作付される計画です。

主査（寺澤大介君） 6番について説明します。御所浦町の譲受人は、大阪府泉佐野市の譲渡人より御所浦町の畑376㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には桃を作付けされる計画です。

主任（吉田直哉君） 7番について説明します。久玉町の譲受人は、久玉町の譲渡人より、久玉町の畑 10,867 m²を売買により取得したいというものです。申請地は昨年 11 月に当人間で利用権設定がなされたものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は河内晩柑を栽培される計画です。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは 1 番について担当委員より説明をお願いします。

25 番（川峯正美君） 25 番、川峯です。1 番について説明します。譲渡人と譲受人は夫婦でございます。そして譲受人は婿養子に入っておられる関係で今まで農地は全部譲渡人の名義になっておりましたところ、今回譲受人に贈与されるということになりました。場所は杵宇土町の国道 266 線から少し入ったところになります。今後とも 2 人でがんばって作られるということでございます。田を全て見て参りましたけれど、よく管理されておりました、問題ないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 2 番について担当委員より説明をお願い致します。

18 番（倉田喜一君） 18 番、倉田です。2 番について説明致します。場所は、本町に入りまして東光寺がありますが、そこより上手に登ったところでございます。譲渡人の奥さんが譲受人の妹になります。今回贈与で譲受人に渡されたわけでございます。柿とかみかんとか色々作ってみたいということでございました。別に影響はないかと思えます。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について担当委員より説明をお願い致します。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。3番について説明します。場所は元本町中学校跡地付近になります。申請地のすぐ横の田が譲受人の田で、譲渡人が高齢で田を作ることができなくて、ひとつ買ってくれないかちゅうようなことを申されたそうでございます。冬は陽があまり当たらないところでございますけれど、1枚で499㎡あり現在では大根を2畝作っておられまして、ここを田として使うということでございまして、別に問題なかるうかと思えます。よろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について担当委員より説明をお願い致します。

38番（森本文隆君） 38番、森本です。4番についてご説明致します。譲渡人と譲受人は近所同士であり知人でもあります。譲受人は近年経営を徐々に拡大致しまして、レタス、玉葱、さつまいも等を栽培しておられます。譲受人の自作地のすぐ横で便利も良いということで今回の申請になっております。なんら問題はないかと思われます。よろしくお願ひ致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番の件につきまして、担当委員より説明をお願い致します。

7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。5番について説明します。譲渡人の住所は本渡になっておりますが、元々生まれは城河原でございます。申請地は、市丸医院から御領方

向に入ったところにあります。山の中にある土地でございますので、猪等が多いですが田を作るということでございますので、別に問題はないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について担当委員より説明をお願い致します。

23番（平岡秀樹君） 23番、平岡です。6番について説明致します。譲渡人は大阪在住でありましてもう天草に帰ってくることはないだろうということで、今回の売買になりました。譲受人の奥さんと譲渡人は兄妹でありまして、話し合いもスムーズにいったとのことでした。申請地は御所浦町御所浦にあります。御所浦町御所浦は御所浦本島という意味でございます、本島の東側中心地でございます。譲受人は甘夏を中心とした柑橘専門の農家であり、漁業も営んでおりますが、大変熱心に柑橘を生産されております。きっと畑も喜ぶことだと思います。場所は譲受人の家から50m位のところになります。なんら問題はないと思いますが、よろしく審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番について、担当委員より説明をお願いいたします。

31番（江良邦勝君） 31番、江良です。7番の説明を致します。先程事務局から説明がありましたように、前回利用権設定がなされた方でございますが、今回売買ということになりました。譲受人も相当がんばって開墾されていまして、なんら問題ないと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件につきまして、質疑はありません

か。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長 (鬼塚猛清君) 日程第 3、議第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは 1 番について事務局より説明をお願いいたします。

主任 (松村康平君) ご覧いただく資料番号は 、 、 です。1 番について説明します。本渡町の申請人は宅地拡張するため、本渡町の畑 326 m²を転用したいというものです。既に宅地とされているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 3 種農地となっています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

35 番 (松原高弘君) 35 番、松原です。1 番について説明致します。ただいま事務局説明のとおり、宅地として転用したいというものです。場所と現地の状況は、資料 の 1、2 ページとなっております。2 ページの写真のとおり、既に家が建っていますので始末書が付いております。1 ページの図面ですが、住宅と記載されている白い部分は宅地となっております。住宅の一部と倉庫、車庫、庭が農地であることが最近判り今回の申請となっております。周囲は道路、宅地で特に問題ないかと思われまますのでよろしくご審議をお願い致します。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 2 番について事務局より説明をお願いします。

主任 (吉田直哉君) 2 番について説明します。河浦町の申請人は植林するため、河浦町の田 3,391 m²を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

16番（大塚宏君） 16番、大塚です。2番について説明します。資料 の3ページ、4ページを見て下さい。3ページの図面の中央の黒い線が国道でございます。ここからずっと入っていった黒丸印してあるところが申請地です。国道から2km位で、手前も500m位は家が3戸位転々とありますが、それから先はほとんど山林の道で、どこにでもある集落の終点です。中山間地独特の迫でございますので、そういうのをイメージしていただければいいんじゃないかと思います。現地は下の図面のとおりでございますが、周囲は山林に囲まれております。申請地の1番下に3枚目の田がありますけれど、これは上の田が耕作してあったために下の田の方は植林してなかったので残っておって、管理転作してあるという状況でございます。今回この田の所有者の同意もいただいており、今後ここも植林されるんじゃないかと思っております。なんら転用については問題はないというように見て参りました。以上でございます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま丁寧な説明を受けましたけれど、写真と図面を見ますれば、反別が3反3畝と広い田ということで、あまりもったいないんじゃないかとかと思うわけですね。植林して木を植えたりするよりも、農地として使ってなにか農作物を作った方がいいのではないかという私の考えですけど、どがんでしょうか。本人はやっぱり農地を山林に変えて木じゃなからんばつまらんと言わっとか、その辺をお答えください。

16番（大塚宏君） 16番、大塚です。最初に申し上げればよかったんですが、ここら辺に2軒家があるわけですが、上の方は80歳以上の方で3年位前に山林転用申請の許可をいただいて植林をしてあります。もう一軒が申請者になり70歳前後の夫婦で、子が遠くにおられて帰ってくる見込みがないということで、自分たちも元気なうちに植林をしないと植林でけんよになるということで今度申請をされました。田は確かに個人で基盤整備をしてありましたので広がっですね。今まで耕作してあって、今度行って見た時も耕作してありました。

20番（原田康盛君） 広くて山林として利用するのはもったいないんじゃないかと、ほいでもしもですね、利用権設定等で借りる人がおられれば農地として作物を作ってもらったほうがいいんじゃないかという私の考えです。以上それだけです。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 1番について説明します。河浦町の譲受人は個人住宅とするため、本渡町の譲渡人外5名より本渡町の畑440.03㎡を売買により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明致します。事務局説明のとおり、宅地として転用したいというものです。譲受人は現在河浦町に在住ですが、今後天草全域に異動する可能性があるため、通勤ができる本渡地区に住宅を建築したいというものです。場所と現地の状況は、資料の5、6ページになります。給水は市水より、生活雑排水は公共下水道へ流されます。雨水は道路側溝へ流されます。写真の右側は農地となっておりますが、譲渡人の農地で遊休地となっております。周囲は道路、住宅で特に問題ないと思われまので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主査（寺澤大介君） 2番について説明します。本渡町の譲受人は個人住宅とするため、下浦町の譲渡人より楠浦町の畑705㎡のうち23.47㎡を売買により転用したいというものです。既に造成しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。2番について説明します。資料 の図面を見ていただきたいと思います。場所は、錦島港から手前、県道との中間に農協水稻育苗センターがございますが、その付近でございます。譲渡人は楠浦に沢山土地を持っていらっしゃる大地主で、このあたりの山をほとんど所有していました。農協にも土地を売ったんじゃないかなと思いますけれど、以前道路と山の中間に少しばかり畑が下の段にございました。3畝か2畝の小さな畑だったのですが、その山を切り開いたために畑をならしたということで、始末書を付けてあります。家を作る計画のため宅地を四角にしたため、こういう半端な土地が入ったわけです。23.47㎡です。そういうことでご了解いただきたいと思っております。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました2番の件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主査（寺澤大介君） 3番について説明します。本渡町の借受人は通路とするため、下浦町の貸渡人より楠浦町の畑705㎡のうち167.24㎡を使用貸借により転用したいというものです。既に造成しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。続けて説明させていただきます。3番について説明致します。先程の2番の件と同一の場所でございます。資料 の写真でお判りのように、この周辺は大体全部譲渡人の土地でございまして、家を作る場合に道路が必要でございますので今回あがっております。167.24㎡というようなことであがっております。他に農地なり色々ございませんので、なんら問題ないと思います。皆さん方のご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

主任 (松村康平君) 4番について説明します。楠浦町の譲受人は墓地用地とするため、福岡市の譲渡人より楠浦町の畑 177 m²を売買により転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。また市環境課の墓地等経営許可の申請もされ許可見込みであります。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

1番 (鬼塚猛清君) 1番、鬼塚です。4番について説明致します。資料 の11ページと12ページの写真を見ていただきたいと思います。場所は亀川から楠浦に通ずるバイパスがございます。そのバイパス付近の周辺が墓地になっているところです。小さな畑が1枚ございますけれど、その一角が申請にあがっております。周辺は全部墓地であるということですが、申請地について環境課の墓地等経営の許可見込みもあります。そういうことでなんら問題はないと思いますけれど、皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明致しました4番の件につきまして、質疑はありますか。

20番 (原田康盛君) 20番、原田です。ただいま鬼塚会長から説明がございましたけれど、一応聞きたいので質問します。墓地用地としての売買ということですが、周辺には影響する宅地とかほ場あたりは何もなかっでしょうか。周辺が墓地だけということですので、ほ場とかなんかはないと思いますけれど、一応確認のため詳しく説明をお願いします。

1番 (鬼塚猛清君) 先程申し上げましたとおり、申請地から200m以内の住宅から同意を得て環境課へ届けて、許可見込みということで受理されております。以上です。

20番 (原田康盛君) 同意がとれているということであれば、問題はなかと思います。

1番 (鬼塚猛清君) 今まで墓地の問題について色々質問なりあったかと思いますが、やはり200m以内に民家があるとそれ相当の手続きが必要でございます。環境に関連した届けが必要でございます。そういった届けが全て受理されているということでなんら問題ないと思います。よございませぬかね。

20番 (原田康盛君) はい。

議長 (鬼塚猛清君) ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

主査 (寺澤大介君) 5番について説明します。有明町の譲受人は駐車場とするため、有明町の譲渡人外2名より有明町の畑996㎡を売買により転用したいというものです。既に駐車場として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

24番 (山田昭則君) 24番、山田です。5番について説明致します。まず場所ですけれど、有明町須子でございます。資料 の13ページに字図14ページに写真が載っております。須子地区の山奥の方でございます。人里離れたところに譲受人の特別養護老人ホームがございますが、写真の2枚目の左奥に少し施設が見えていると思います。今回この施設を増築、改築するために今まで使っていた駐車場が、工事用の車両が行き来するために使えなくなったということで今回この土地を駐車場にするということでございます。既に駐車場が出来上がっておりますので、始末書が添付してございます。またこの3筆の土地はそれぞれ別の3名の土地でございますが、迫田になっておりまして耕作もあまりされておらず、荒れた状態でございます。また隣接地に畑がございますが、ここも耕作されておられません。荒れた状態です。その隣は山でございます。別に問題はないと思いますけれど、よろしくお願い致します。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

主任 (吉田直哉君) 6番について説明します。河浦町の譲受人は個人住宅とするため、

大阪市の譲渡人から河浦町の畑 135 m²を売買により転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

30番（小松信男君） 30番、小松でございます。6番についてご説明申し上げます。譲渡人と譲受人は同じ集落出身の方で、譲渡人は大阪に永住するという事で今回売買することになったということでございます。図面については資料 の15、16ページにあるわけでございますが、場所につきましては県道宮野河内新合線の三叉路付近でございます。元々譲渡人のおばあちゃんがここに住んでおられたわけでございますが、おばあちゃんが亡くなってその後に譲受人が家を建てたいということで申請されました。現地を見てみますとなんら問題はございません。排水については市の下水道へ、雨水については市道に流すというようなことで周囲の方、地域の区長の同意も全ていただいております。現地を見ても問題はないので、なんら問題はございませんのでよろしくお願い申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 7番について説明します。河浦町の譲受人は社会福祉法人が運営する救護施設の駐車場、倉庫、運動広場とするため、河浦町の譲渡人から河浦町の田1,418 m²を売買により転用したいというものです。既に造成が完了し、倉庫、車庫が建築されているため、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

30番（小松信男君） 30番、小松でございます。7番についてご説明申し上げます。ただいま事務局から詳しく説明がございましたが、図面につきましては17、18ページを見ていただきたいと思います。まず、30年前に造成をしてあったので私達は地目変更して利用しているのだらうと思っていただいていたわけでございますが、今回このように農地であると判明した

ため申請があがってきて、現地を確認しました。その中で面積が非常に広いというわけで私も心配をいたしました。これまでこの社会福祉法人の職員が73名程おられて花を作ったり駐車場として利用したりしていましたが、今回グランドゴルフとかゲートボールとかの練習場所や運動広場にすることと併せてマイクロバスの駐車場としたいということです。造成については、県道26号線の改良工事の際に埋め立てられたというようなことで、30数年前に造成されているということで、雨水等も影響ないように周囲の同意も得ています。私が確認したところなんら問題はないだろうというようなことでございますので、ご審議の方よろしくお願い致します。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。今詳しく説明を聞きましたけれど、1、2点尋ねたいと思います。何年前かに違法転用で埋め立てたことでございましたけれど、近隣には田や家があるですね。駐車場とか倉庫作った後に運動場を作り、レクリエーション施設ができればですね、近隣の農地とか家あたりに迷惑掛けやせんどかという心配があるわけですね。そしてまたこの田の用水路あたりにも影響があるんじゃないかという心配もあるわけですが、その辺の説明を詳しくお願いします。

議長（鬼塚猛清君） 地元の小松委員、今の答弁をお願いしたいと思います。

30番（小松信男君） 図面を見ていただきますと、北側に水田があるわけですがこの方からも承諾を得ております。それから、申請地は東側の県道に係っている水田ということで道路と一緒に造成をしてあるということです。そして、北側には山があります。排水についてはコンクリで整備完了しています。なんら問題ないと思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 原田委員、よろございますか。

20番（原田康盛君） よかつじゃなかでしょうか。確認のため説明を求めました。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第5、議第4号、農業経営基盤強化促進法による農

土地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願い致します。
主任（吉田直哉君） 議第4号について説明します。5ページに亘って議案をお示ししておりますが、それぞれ1ページ目は所有権移転、2ページ目以降は利用権の設定の申出となっております。

1番の下浦町の申請人外所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が16件の合計17件で、総面積は75,625㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありました。各担当委員より補足説明はありませんか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは所有権移転の計画1件、利用権の新規設定の計画16件について質疑はありませんか。

1番（鬼塚猛清君） 質問してよろしいでしょうか。資料 に借受人に農協の名前がございいます。これは農協が飼料稲を作るのですかね。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。農地を農協が一旦借りて、それを又貸しするというようなことです。

主任（吉田直哉君） 失礼します。今の会長のご質問にお答えします。少し議案が見にくくなっております。資料 の3ページ、議第4号の4番、5番ですね。まず、4番で農地の所有者である貸渡人から農協が借り受けまして、5番で農協が借り受けた農地を個人が借り受けることとなります。要するに、転貸という形で申し出がっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、17件については、計画のとおり決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第6、議題5号、天草市牛深地域（牛深町）平成22年

度地籍調査事業に伴う農地転用の取扱いについてを議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 説明します。天草市牛深地域（牛深町）の平成 22 年度地籍調査事業に伴う農地から山林、原野、水路、及び公衆用道路等については、別添一覧表のとおり同事業の成果をもって転用することを認める。これにつきましては、平成 20 年 2 月 26 日開催の全員協議会の決定に基づき同事業の成果をもって転用するというものです。

決定事項について説明します。まず現況が山林、原野と認定されたものについては農家の減少及び高齢化により農業の廃止や縮小が進み、耕作放棄地が増加し、その結果として長年のうち、山林（植林含む）又は原野となったものと考えられる。転用申請審査については、件数として膨大であること、現地確認が容易でないこと、未相続物件が多数あることが予想されることなど多大な時間と手間が必要となってくることが予想される。現地は相当年数経過しており、周囲も同様な状況と思われ、また、地目の変更に対しての所有者の同意が調査結果として得られており、今後農地としての利用はないものと考えられるため、原則、地籍調査の成果として転用を認める。

次に現況が公衆用道路、水路等と認定されたものについては、農道や水路建設のため自らの農地を転用したものや、市道建設のため農地を市へ提供したものが多数含まれると思われませんが、これらは本来、農地法の許可が特例として不要となるものです。水路を含めその転用となった上記発生原因やそれ以外の農地の現在の利用形態の公共性を勘案し、また、地目の変更に対しての所有者の同意が調査結果として得られていることを総合的に考慮したものがあため、原則、地籍調査の成果として転用を認める。

なお、現況が宅地、雑種地、墓地と認定されたものについては農地法の規定による申請を求める。

山林や原野のような自然発生的ではないもの、及び道路、水路等で公共性は認められないものは、通常の事後の転用申請とすることが妥当と考える。但し、既に農地法の転用許可を受けているもの又は昭和 27 年の農地法施行日以前に転用が確認できるものについては、地籍調査の成果として地目変更を行うものとする。また、地籍調査登記事務までに転用許可を受けたものも同様とする。

資料 の裏面の集計表をご覧ください。1 の調査結果について説明します。地籍調査前の田が 58 筆で 23,806.74 m²、畑が 1,134 筆で 368,431.43 m²、計の 1,192 筆 392,238.17 m²です。地籍調査結果、田が原野、公園、公衆用道路、雑種地、山林、宅地、田、墓地、用悪水路の地目があり、計の 36 筆、畑が学校用地、ため池、原野、公園、公衆用道路、雑種地、山林、水道用地、宅地、畑、墓地、用悪水路の地目があり、計の 1,069 筆、合計、田、

畑、1,105筆、面積の合計が491,960.6㎡です。

2の左のうち転用されているものについて説明します。左の内、総会議決により山林・原野等として転用するものとして田の調査結果から、原野1筆218㎡、公園1筆453㎡、公衆用道路3筆87㎡、山林2筆3,426㎡、宅地1筆1,715.53㎡、用悪水路2筆126㎡、計の10筆6,025.53㎡です。

畑の調査結果から学校用地1筆62㎡、ため池2筆124㎡、原野62筆32,803㎡、公園28筆22,443㎡、公衆用道路56筆15,678.91㎡、雑種地49筆5,331.31㎡この雑種地は急傾斜擁壁等です。山林432筆269,166.52㎡、水道用地1筆79㎡、宅地3筆1,676.1㎡、墓地2筆1,108㎡、用悪水路3筆30.11㎡、計の639筆348,501.95㎡となり田、畑の合計649筆354,527.48㎡が地籍調査により総会議決で転用するものとなります。

続いての転用申請を必要とするものを見てください。転用申請を必要とするもので、田の計が13筆5,133㎡、畑の計が146筆32,270.5㎡、合計の159筆37,403.5㎡です。転用申請を必要とする内訳として個人住宅、資材置場、駐車場等があります。

資料 19ページからが今回地籍現場の写真です。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 牛深地区委員より現地調査の結果を報告してください。

37番（戸谷泰典君） 37番、戸谷です。議第5号について説明させていただきます。今事務局から詳しく説明していただきましたとおりですが、先日1月11日に牛深地区農業委員、及び事務局、地籍調査担当職員と共に現地調査を致しました。その結果についてですが、当該地域は資料の地図でも判るとおり、牛深の市街地が海岸線に沿ってありますが、その後背地にあたる場所がございます。山林に転用されていた面積が30ha程ございまして、これも急傾斜地の耕作困難地域ということでそのまま放置されたり、高齢化と後継者不足ということで既に山林・原野化しておりました。その結果、山林となったものについてはそのまま許可していただくことでお願いしたい。あと、学校・道路等についても公共用地及び公的なものについても許可していただきたい。宅地とか転用許可申請が必要なものについては今後農業委員である私が指導を含めて対処していければと思っております。以上説明させていただきます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました本件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は議案どおり許可決定致しました。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第7、議題6号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査についてを議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

主幹（中村政一君） 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る資格審査についてですが、見ていただきます資料は をご参考いただきたいと思います。本件につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、1月31日までに申請書を調整し、選挙管理委員会に提出する必要があります。

農業委員の選挙人名簿への登載について、関係農業者より9,418人の申請がありました。現段階で、面積不足や従事日数不足等により減少した人数があり、申請に基づく選挙権を有する者の数は、9,149人となっており、昨年度より985人減少しています。

続きまして、裏面の資料1をご覧ください。資料1が詳細な資料になっており、昨年との比較資料ともなっています。まず、上のほうが本年分で下が昨年の1月末の状況です。また、1番左の列に地域別の表示をして、その右列が申請書の提出状況です。その中から面積不足や、年齢、従事日数、同居等の要件を満たさない者を差し引いて、選挙権あり(A)の列に申請に基づく有権者の数が合計で先ほどの表で説明いたしました数の9,149人となっています。

また、登載申請書につきましては、本日までに本庁別館及び各支所において各担当の農業委員さん方に事前にチェックをしていただきました。それにより、農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規定により、本日までに1,754人を農業委員会として職権により資格を認定しています。

申請に基づく数9,149人に職権により認められた者1,754人を加え、本日までの集計では、合計が4,798戸、10,903人になっています。

前年1月31日現在の数を下の表に載せていますが、211戸、554人が減少となっています。

本日は、申請分と職権により認める者について、最終的審査をお願いするものです。

この後、本日の最終チェックを行っていただきました数を増減しまして選挙管理委員会に提出いたします。

選挙管理委員会は提出されたデータの中で、住所や年齢など必要な要件について審査を行い、2月20日までに選挙人名簿の調整をし、2月23日(木)から15日間、3月9日まで、市役所において縦覧を行い、その後3月31日に選挙人名簿が確定するということになります。

それでは、申請書と地域別の名簿を提出しておりますので、最終確認審査をお願いした

いと思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは、地域別に審査していただきますので、その間 20 分間休憩と致します。

（名簿登載申請書及び職権により修正する者について審査を行う。）(20 分間)

議長（鬼塚猛清君） 休憩前に引き続き再開致します。ただいま各地域毎に審査していただきましたので、これに基づき事務局で整備調整して選挙管理委員会に提出することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第 8、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主幹（中村政一君） 見ていただく資料は資料 の最後のページになります。下記のとおり報告しますということで、農地利用・形状変更届が今年の 12 月分ですが、河浦支所が受け付けて処理をした分を掲載しております。許可不要転用届の 4 条は該当ありませんでした。許可不要転用届の 5 条関係は携帯電話の無線基地局を設置するというので河浦町の申請があって受理の通知を 1 月に出しております。

続きまして、農地賃借料情報について別紙のとおり報告します。別の資料になっておりますので、資料の をお出しいただければと思います。これは農地法の第 52 条の規定に基づきまして、天草市農地賃借料情報を公表するものでございます。算出方法の詳細説明は省略させていただきますが、今回の数値につきましては平成 20 年 1 月から平成 23 年 12 月までの 4 年間で公告された農地利用集積計画に係る賃借の実績を地域毎にとりまとめて、全国農業会議所発行の農地の賃借料情報提供の手引きというものに基づきまして、算出しております。参考までに昨年 1 年間の公告がなされた地域毎の賃借料情報も、1 番最後のページに参考資料として付けております。この中で 3 枚の表がございしますが、公表する情報としましては、最初のページの天草市農地賃借料情報です。そして 2 枚目ですが、紙面の都合が許せば平均額の推移のこの表も掲載したいと考えております。

公表の方法でございますけど、3 月 1 日発行の市政だより天草と 3 月の末頃発行される農業委員会だより、そして市のホームページへの掲載を予定しております。ホームページにはこの 1 枚目の資料と 2 枚目の資料は間違いなく掲載致します。3 枚目の資料の参考資料ですが、平成 23 年 1 年間の分を同様に計算して算出した結果です。見ていただくとお判りのとおり、空欄の部分が余りにも多くてあまり参考にならないんじゃないかということで、

特別公表は考えておりません。この1枚目と2枚目が過去4年間の平均とその推移を表したものですので、これが参考になるのじゃないのかと考えております。中には事例の数が少なく、例えば基盤整備田より未整備田の賃借料が高くなっているケースもございますが、実際に契約された額の平均値でございますので、これは変えられません。そこで、以上のとおり2種類の表を公表致します。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成24年天草市農業委員会第1回総会を閉会致します。

午後3時40分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 山田昭則

署名委員 平岡秀樹